

配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）案の概要

参考資料3-3

これまでの経過

- H13年 4月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」成立
- H14年 4月 配偶者暴力相談支援センター機能を愛知県女性相談センターに付与
- H16年12月 改正「DV防止法」施行、国基本方針の策定
- H17年12月 愛知県「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
- H20年 1月 改正「DV防止法」施行（市町村の役割の強化、保護命令制度の拡充等）
- H20年 3月 愛知県「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」策定
- H25年 3月 愛知県「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）」策定（予定）

計画の目的

個人の尊厳が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会を実現し、DV被害者の保護や自立支援に関わる施策の充実を推進する。

基本的考え方

- DVのない安心で安全な暮らしの実現のために、下記を基調として策定する。
- DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること
 - DVが行われている家庭の子どもや親族も被害者となること
 - DVを防止し、DV被害者の保護、自立支援は行政の責務であること
 - 施策の策定・推進にあたっては、DV被害当事者の参画や意見を尊重すること
 - 施策の推進は、国、県、市町村等の関係機関と民間団体等の連携・協働が不可欠であること

3次計画における取組強化項目

DVの現状等を勘案して、下記4項目の取組を強化。

項目1 市町村における支援体制充実に向けた働きかけ

- 県と市町村の役割の明確化
- 市町村におけるDV基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置の促進

項目2 若年層への教育・啓発

- 若い世代における「デートDV」に対応した教育・啓発の実施
- 若年層への幅広い啓発の実施による将来におけるDVの未然防止

項目3 被害者の心のケア

- DV被害者へのカウンセリング等の実施
- 職務関係者への被害者心理に重点を置いた研修の実施
(相談員や心理ケア担当職員等の相談スキルの向上)

項目4 子どもに対する支援

- DV防止と児童虐待防止を合わせた啓発の実施
- 学校や保育所などの関係機関との連携強化（子どもの就学の確保、情報の適切な管理）

計画期間：平成25年度から平成29年度までの5年間

重
点
目
標

1 愛知県内のDV被害者保護・支援体制の充実

- ・ 愛知県女性相談センターにおける支援の充実
- ・ 市町村・地域における支援の充実
 - 県と市町村の役割の明確化
 - 市町村におけるDV基本計画策定、配偶者暴力相談支援センター設置を働きかけ（継続）

2 DVの防止（教育・啓発）

- ・ DVの防止に向けた啓発
- ・ 若年層への教育・啓発
 - 学校における人権教育の実施
 - 若年層への幅広い啓発の実施（効果的手法の検討）

3 発見・通報の体制

医療関係者等への周知

4 被害者の保護等

- ・ 被害者からの相談体制
- ・ 被害者の保護（安全の確保）
- ・ 被害者の心のケア
- ・ 被害者の自立支援
 - DV被害者へのカウンセリング等の実施
 - 職務関係者への被害者心理に重点を置いた研修の実施

5 関係機関等との連携・協働

民間支援団体との連携・協働、関係行政機関等との連携

6 職務関係者への研修の充実

秘密の保持や個人情報の管理の徹底

7 外国人・障害者・高齢者等への配慮

- ・ 愛知県女性相談センターにおける通訳の確保
- ・ 障害者・高齢者のDV防止及びDV被害者支援のための関係機関との連携

8 子どもに対する支援

- DV防止と児童虐待防止を合わせた啓発の実施
- 子どもとともに生活する被害者への支援
(各種福祉制度の活用、子どもの就学の確保（学校や保育所などの関係機関との連携強化）)
- 女性相談センターと児童相談センターの連携（継続）

9 苦情処理の体制

愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議による苦情の検証

10 加害者に対する取組

加害者からの相談や加害者に対する働きかけ、加害者とならないための予防についての研究